

公示番号：180644

国名：ルワンダ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：小規模農家市場志向型農業プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年3月中旬から2019年4月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 0.43M/M、合計 0.73M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	13日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年2月27日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年3月5日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	18点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- （計100点）

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ルワンダ／全途上国
語学の種類	英語

ジェンダー分野での業務経験があるとなお望ましい。

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ルワンダでは全人口の約7割(180万人)が農村部に居住し、その内の約8割(144万人)が農業に従事している。農業セクターはGDPの約34%を占めており、貧困削減および経済成長のための最重要産業となっている。農業生産の殆どは天水依存の労働集約的なものであり、農家による自家消費の他、作物の一部は市場で販売され、重要な収入源となっている。一方、耕作面積は一世帯当たり平均で0.76haであるが、56.8%の世帯は0.5ha以下の農地しか所有しておらず近年の人口増加により、農地はますます細分化されている。また、丘陵地における土壌流出・肥沃度の低下や生産資材の供給不足により、トマト、ナス、ニンジン、タマネギ、キャベツ等の主要園芸作物の生産性はケニアの約3割と非常に低い。また、仲買人に対する価格交渉力の弱さ等により農民の収入は低い状況にあり、成人一人当たりの平均年収は194ドルに留まっている。

このような状況の中で農業政策を司る農業動物資源省(Ministry of Agriculture and Animal Resources、以下「MINAGRI」)は、その傘下に政策実施機関として園芸作物を所管する農業輸出振興局(National Agricultural Export Development Board、以下「NAEB」と穀物類を所管するルワンダ農業局(Rwanda Agriculture Board、以下「RAB」)を配し、農地保全や資材供給等を推進し農業の生産性向上に取り組んでいるが、農家に対する技術指導等の支援体制に関しては改善すべき余地が大きい。

JICAはルワンダ政府の要請に基づき、「東部県ブゲセラ郡持続的農業・農村開発計画調査(協力期間:2006年2月~2009年1月)」を実施した。本調査ではパイロットプロジェクトとして、栽培技術支援、灌漑インフラ整備支援を実施し、活動の主体としての農業協同組合の活用が重要であるとの提言を行った。その後、本調査の成果を踏まえ「東部県農業生産向上プロジェクト(協力期間:2010年10月~2013年9月)」を実施し、この中で農業協同組合を通じた支援により農業生産・収入向上のための協力を行い、農業技術普及における中央政府職員や地方政府職員、組合組織等の果たすべき役割を整理した。

また、我が国は2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)に於いて、アフリカ支援の取り組みとして自給的農業から商業的農業への移行を掲げ、小規模農家による市場志向型農業の推進(SHEPアプローチ)を支援するとの方針を表明した。

このような状況の中でルワンダ政府は上記プロジェクトの成果を発展させるべく、SHEPアプローチを基本として全国を対象地域とした技術協力プロジェクトを日本

政府に要請した。同要請を踏まえ、JICAは2013年6月に詳細計画策定調査団を派遣し、ルワンダ政府関係者と協議を行い「小規模農家市場志向型農業プロジェクト」の支援を決定し、2014年10月より本プロジェクトは開始され、2019年11月に終了予定である。

プロジェクト最終年次となる現在は、プロジェクト目標である「全国のプロジェクト対象組合の農業収入が向上する。」の達成のため、市場志向型アプローチに基づいた普及フローとその内製化に注力しているところである。

今回実施する終了時評価調査は、2019年11月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。なお、本プロジェクトは、生産農産物が園芸及び稲作に分かれており、ルワンダ側C/P側の担当課が異なるため、それぞれの活動に関する評価が必要になることが想定される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、活動実績や計画達成状況等の情報はプロジェクトチームによる自己評価の形で共有されることを想定している。また、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年3月中旬～3月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、契約期間毎の業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトチームから共有される情報を踏まえ、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他ルワンダ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。（質問票はJICAを通じてプロジェクト関係者に共有する想定）
- ④機構が指示する対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019年3月下旬～4月中旬）

- ①JICAルワンダ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ルワンダ側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、ルワンダ側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまと

めに協力する。

- ⑥調査の結果、JICA とルワンダ側の双方がプロジェクトの協力期間を延長すべきとの結論に達した場合は、関係者のコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧現地調査結果の JICA ルワンダ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2019年4月中旬～4月下旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席し、担当業務に係る報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

評価報告書（英文、5項目評価（案）を含む）、評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を参考資料として添付して提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本 - キガリを計上して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年3月25日～2019年4月6日を予定しています。なお、現地の祝日等の状況により、現地調査期間の後ろ倒し等の変更は想定しておりません。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 協力企画（JICA）：4月15日以降に現地入り予定
- イ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICALルワンダ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

- あり
- イ) 宿舎手配
 - あり
- ウ) 車両借上げ
 - 全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
 - なし（プロジェクトスタッフ等が英語-キニアルワンダ語通訳を行う予定です）
- オ) 現地日程のアレンジ
 - JICAが必要に応じアレンジしますが、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
 - なし

(2) 参考資料

- ① 案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。
 - ・ 事業事前評価表
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1300493_1_s.pdf)
 - ・ ODA 見える化サイト
(<https://www.jica.go.jp/oda/project/1300493/index.html>)
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ ルワンダ小規模農家市場志向型農業プロジェクト詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12176608.pdf>)
- ③ また、以下の資料を農村開発第二グループ第四チーム (rdga2@jica.go.jp) にて配布いたします。
 - ・ モニタリングシート、JCC資料
- ④ 本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール：
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上